

事業者各位

## 平成31・32年度一般競争入札及び指名競争入札に 参加する者に必要な資格の審査申請の 受付について（お知らせ）

横浜市では、2年に一度、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請（以下「定期申請」といいます。）を実施し、これに基づき一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」といいます。）を作成しています。平成31・32年度の定期申請を次のとおり受け付けますので、お知らせします。

また、適正な入札・契約事務を一層推進していくため、定期申請と名簿の取扱いを変更しましたので、併せてお知らせします。

### 1 平成31・32年度定期申請概要

#### (1) 受付期間

平成30年10月1日（月）から平成30年10月19日（金）まで

#### (2) 受付時間

午前9時から午後8時まで（土、日及び祝日は除きます。）

#### (3) 受付資格区分

「工事」、「物品・委託等」及び「設計・測量等」

#### (4) 有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

※ 平成29・30年度名簿登載のための随時申請は、次の期間受付を停止します。

【停止期間】平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）まで  
詳しい受付スケジュールにつきましては、「ヨコハマ・入札のとびら」内「資格審査申請」画面の「申請ガイド」を御確認ください。

### 2 平成31・32年度定期申請における主な変更内容

- (1) 平成31・32年度名簿の適用時期の変更（「工事」、「物品・委託等」及び「設計・測量等」）
- (2) 工種「土木」における細目「水道施設工事」の追加（「工事」）
- (3) 入札参加資格要件の変更（「物品・委託等」及び「設計・測量等」）
- (4) 登録種目数の変更及び種目・細目の再編（「物品・委託等」）

詳細は「3 変更内容の詳細」を御確認ください。

### 3 変更内容の詳細

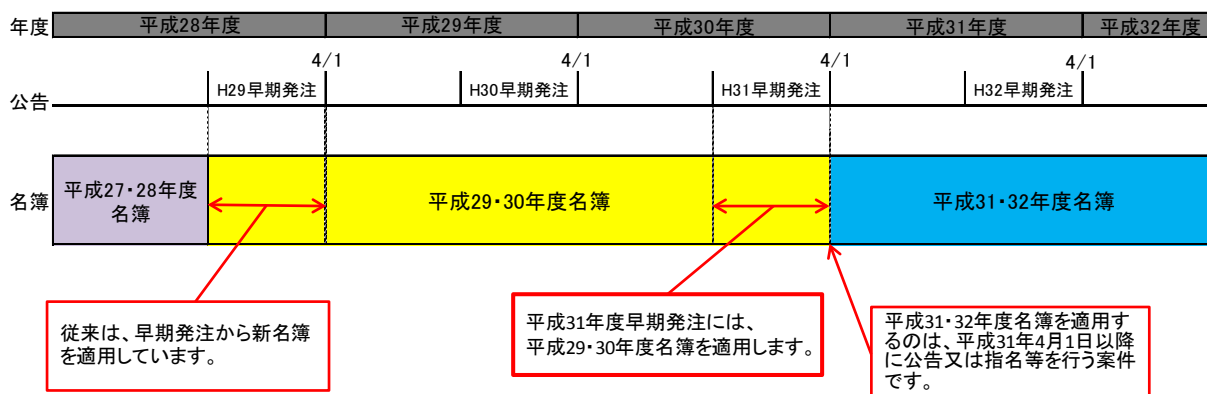
#### (1) 平成31・32年度名簿の適用時期の変更（「工事」、「物品・委託等」及び「設計・測量等」）

平成31・32年度名簿は、平成31年4月1日以降に公告又は指名等を行う案件から適用します。

これに伴い、平成31年度当初に契約するために平成31年3月31日までに公告又は指名等を行う案件（以下「早期発注」といいます。）においては、平成31・32年度名簿ではなく平成29・30年度名簿に登載されていることを入札参加資格としますので、早期発注に参加予定の方は、必ず平成29・30年度名簿に登載されていることを御確認ください。

なお、現在、平成29・30年度名簿に登載されていない方が早期発注に参加するためには、今回の定期申請とは別に、平成29・30年度名簿登載のための申請が必要となりますので御注意ください。

#### 【参考】名簿の適用時期のイメージ



(2) 工種「土木」における細目「水道施設工事」の追加（「工事」）

資格区分「工事」における工種「土木」に新たに細目 d 「水道施設工事」を設けます。

ア 細目 d 「水道施設工事」で発注予定の工事

水道施設の築造や補修（ろ過地更生工事を含みます。）、解体等の工事を、「水道施設工事」として発注します。

イ 経過措置等

(7) 平成31・32年度定期申請

経過措置として、許可及び経審を受けるべき建設業の種類を「土木工事業又は水道施設工事業」とします。

工種名称	細目	細目名	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類
土木	d	水道施設工事	土木工事業 又は水道施設工事業	土木工事業 又は水道施設工事業

(4) 平成33・34年度定期申請

許可及び経審を受けるべき建設業の種類を「水道施設工事業」とします。

工種名称	細目	細目名	許可を受けるべき建設業の種類	経審を受けるべき建設業の種類
土木	d	水道施設工事	水道施設工事業	水道施設工事業

【参考】経過措置のイメージ

	平成30年7月 (お知らせ発行)	平成31年度	平成32年度	平成33年度
(本市名簿の 工種・細目 及び許可)	29・30年度名簿	31・32年度名簿		33・34年度名簿
	工種:土木 細目:一般土木工事 許可:土木工事業	工種:土木 細目:水道施設工事(追加) 許可:土木工事業 水道施設工事業(追加)		工種:土木 細目:水道施設工事 許可:水道施設工事業

(3) 入札参加資格要件の変更（「物品・委託等」及び「設計・測量等」）

ア 種目ごとの契約実績

資格区分「物品・委託等」及び「設計・測量等」において、種目の登録にあたり、種目ごとの契約実績が必要となります。過去5年間で履行された同種目の契約実績がない場合は、当該種目の登録はできませんので、御注意ください。

(ア) 申請方法

電子入札システムで、登録種目の申請時に契約実績についての項目に入力するとともに、入力した契約実績の契約書等の写しを他の申請書類と一緒に御提出ください。

なお、過去5年間に於いて、本市契約部において入札等を執行した契約実績については、システム入力時に自動で表示されますので、入力等は不要です。

(イ) その他

契約実績については、本市との契約、国若しくは地方公共団体との契約又は民間事業者との契約のいずれでも構いません。

イ 「印刷」の種目における機材の保有

「印刷」の種目については、種目の登録にあたり、機材の保有が必要となります。機材の保有が確認できない場合は、当該種目の登録はできませんので御注意ください。

(ア) 申請方法

電子入札システムでの登録の申請後、他の提出書類と一緒に、

- ①設備等一覧表
- ②償却資産申告書及び種類別明細書の写し等

を御提出ください。

(イ) その他

機材の保有の確認のため、実態調査を実施する場合がありますのであらかじめ御了承ください。

「印刷」の種目ごとに必要な機材一覧

印刷種目	細目	必要な機材
一般印刷	オフセット印刷	オフセット印刷機、デジタル印刷機
	端物印刷	
	軽印刷	
	封筒印刷	
フォーム印刷		フォーム印刷機
地図作成		オフセット印刷機、フォーム印刷機、 その他印刷機（オンデマンド印刷機を除く）
特殊印刷		
製本		綴じ機
青焼・複写		複写機

## ウ 種目：自動車修理・点検における認証

道路運送車両法第80条により地方運輸局長から認証された自動車分解整備事業の種類と対象とする自動車に合わせて細目を見直しました。

なお、各細目ごとに必要な自動車分解整備事業認証及び対象とする自動車の種類は次のとおりです。

「自動車修理・点検」の細目ごとに必要な自動車分解整備事業認証及び対象とする自動車の種類

細目コード	細目	自動車分解整備事業の種類	認証	対象とする自動車の種類
A	普通自動車（小型）	普通自動車分解整備事業	必須	普通自動車（小型）
B	普通自動車（中型）			普通自動車（中型）
C	普通自動車（大型）			普通自動車（大型）
D	普通自動車（乗用）			普通自動車（乗用）
E	小型四輪自動車	普通自動車分解整備事業 又は 小型自動車分解整備事業		小型四輪自動車
F	小型三輪自動車	小型自動車分解整備事業		小型三輪自動車
G	小型二輪自動車			小型二輪自動車
H	軽自動車	小型自動車分解整備事業 又は 軽自動車分解整備事業		検査対象軽自動車 （三輪以上）
I	大型特殊自動車	普通自動車分解整備事業		大型特殊自動車
J	タイヤ整備	自動車分解整備事業	任意	—
Z	その他	—	—	—

## エ 「公募型見積合せ参加登録」の廃止

横浜市公募型見積合せ実施要綱に基づき実施している「公募型見積合せ参加登録」については平成31年4月から廃止します。

(4) 登録種目数の変更及び種目・細目の再編（「物品・委託等」）

ア 登録種目数の変更

変更前：15種目

変更後：10種目

イ 種目・細目の再編

資格区分「物品・委託等」における種目・細目を再編します。

なお、「物品」、「印刷」、「修繕」、「委託」及び「賃貸」における種目・細目の変更は次のとおりです。

また、記載されていない種目・細目についての変更はありません。

(7) 物品

【新旧対照表】

旧(平成29・30年度版)

種目コード	種目	細目コード	細目名	新種目コード	新細目コード
001	文具・事務機械 旧細目A、B、C ⇒細目Aに含む	A	文房具、事務用品		
		B	事務機械	⇒ 001	A
		C	印章製造	⇒ 001	A
002	図書 (削除)⇒ 001 細目Bへ	A	一般書籍	⇒ 001	B
		B	古書		
		C	地図		
		D	専門書、刊行物		
003	用紙類 (削除)⇒001 細目C	A	コピー用紙、和・洋紙	⇒ 001	C
		Z	その他		
004	保育用品・教材 旧細目A、B、C、D ⇒細目Aに含む	A	保育教材	⇒ 004	A
		B	保育用品		
		C	心身発達教材器具		
		D	小中学校用教材		
007	楽器 (削除)⇒ 004 細目Bへ	A	楽器(ピアノを除く)	⇒ 004	B
		B	音楽ソフト		
		C	ピアノ		
009	運動具 (削除)⇒ 004 細目Cへ	A	運動用品	⇒ 004	C
		B	運動機器		
		C	運動衣・運動帽・運動靴(競技用)		
		D	武道具		
010	美術・陶芸品 (削除)⇒ 004 細目Aへ	A	美術品、美術用材料	⇒ 004	A
		B	陶芸品、陶芸器具材料		
		C	展示品、展示器具材料		
		Z	その他		
011	雑貨 旧細目A、C、D、F、 G、Z ⇒細目Aに含む	A	荒物雑貨	⇒ 011	A
		B	塗料(毒劇物にあたるもの)		
		C	ストーブ、ガスコンロ		
		D	物置		
		F	塗料(毒劇物にあたらぬもの)		
		G	樹脂製品		
		Z	その他		

新(平成31・32年度版)

種目コード	種目	細目コード	細目名
001	文具・事務機械	A	文房具、事務機械
		B	図書
		C	用紙類
004	教育用品	A	保育用品、保育教材、学校教材
		B	楽器
		C	運動具
011	雑貨	A	雑貨
		B	塗料(毒劇物にあたるもの)
		C	防災・防犯用品

013	機械器具・工具類 旧細目A、B、C、D、Z ⇒細目A1を含む	A	農園芸用機械器具	⇒	013	A
		B	建設・運搬用機械器具			
		C	工作用機械器具			
		D	一般工具			
		Z	その他			
015	コンピュータ類 旧細目A、B、C ⇒細目A1を含む	A	コンピュータ(本体)、周辺機器	⇒	015	A
		B	サブライ用品			
		C	パソコンソフト(ライセンス含む)			
016	電気機械類 旧細目A、C、D、E ⇒細目A1を含む	A	通信・音声・映像機器、映像ソフト	⇒	016	A
		C	電気設備機器、電機機械・部品			
		D	家庭用電気機器			
		E	照明器具			
019	医療機械器具 旧細目D ⇒細目C1を含む 旧細目E ⇒細目Dへ 旧細目F ⇒細目Eへ	A	医療機器	⇒	019	C
		B	医療材料・衛生材料			
		C	X線装置			
		D	X線材料			
		E	介護用品			
		F	動物用医療機器			
020	理化学機械器具 旧細目C ⇒細目B1を含む 旧細目D ⇒細目Cへ	A	理化学分析機器	⇒	020	B
		B	電気・工業計測機器			
		C	計量・測量機器			
		D	記録紙			
022	工化学薬品 旧細目B ⇒細目A、B1を含む 旧細目C ⇒細目Bへ	A	工業薬品(毒劇物にあたらないもの)	⇒	022	A,B
		B	試薬			
		C	工業薬品(毒劇物にあたるもの)			
		Z	その他			
024	被服 旧細目B、C、D ⇒細目B1を含む 旧細目E ⇒細目Cへ 旧細目F ⇒細目Dへ	A	制服、作業服、事務服等の製造	⇒	024	B
		B	白衣			
		C	防寒衣、雨合羽、ジャンパー			
		D	肌着、Tシャツ			
		E	帽子			
		F	靴			
026	寝具 (削除)	A	寝具 ⇒033 細目Cへ	⇒	033	C
		B	マットレス(医療用を除く) ⇒033 細目Cへ			
		C	布・裁縫用具 ⇒011 細目A1を含む			
027	室内装飾類 (削除)	A	カーテン、ブラインド、じゅうたん ⇒033 細目Dへ	⇒	033	D
		B	どん帳、暗幕 ⇒029 細目Bへ			
		C	畳(張り替えを含む) ⇒033 細目Eへ			
		D	建具 ⇒033 細目Eへ			
		E	ガラス ⇒033 細目Eへ			
029	看板・プレート 旧細目A、B、C、D、E、F、G ⇒細目A1を含む	A	布製・トタン製・木製看板	⇒	029	A
		B	樹脂製看板			
		C	選挙用ポスター掲示板の製造			
		D	その他看板			
		E	樹脂製プレート			
		F	金属製プレート			
		G	その他プレート			
030	バッチ・旗・天幕 (削除)	A	バッチ、トロフィー、楯 ⇒029細目Aへ	⇒	029	A
		B	腕章、たれ幕、旗 ⇒029細目Bへ			
		C	テント、シート ⇒011 細目Aへ			
031	道路保安資材 (削除)⇒ 029 細目Cへ	A	道路保安資材	⇒	029	C



013	機械器具・工具類	A	機械器具・工具類
015	コンピュータ類	A	コンピュータ類
016	電気機械類	A	電気機械類
019	医療機械器具	A	医療機器
		B	医療材料・衛生材料
		C	X線装置・X線材料
		D	介護用品
		E	動物用医療機器
020	理化学機械器具	A	理化学分析機器
		B	電気・工業計測機器、計量・測量機器
		C	記録紙
022	工化学薬品	A	工業薬品・試薬(毒劇物にあたらないもの)
		B	工業薬品・試薬(毒劇物にあたるもの)
		Z	その他
024	被服	A	被服(製造)
		B	被服(製造以外)
		C	帽子
		D	靴
029	看板等表示器具	A	看板・プレート、バッチ
		B	腕章・旗・幕
		C	道路保安資材

033	什器  旧細目A、B、C、D、E ⇒細目Aに含む  旧細目F ⇒細目Bへ	A	一般什器	⇒	033	A			
		B	木製加工品						
		C	家具						
		D	黒板						
		E	新古品(一般什器)						
		F	中古品(一般什器)	⇒	033	B			
034	厨房・浴槽機器類  旧細目A、B、C ⇒細目Aに含む	A	給湯ボイラー・瞬間湯沸器	⇒	034	A			
		B	業務用厨房機器						
		C	風呂釜等浴槽関係機器						
036	食料品・記念品  旧細目B、C ⇒細目Bに含む	A	食料品	⇒	036	B			
		B	記念品(既製品以外)						
		C	記念品(既製品)						
037	動物・飼料  旧細目A、B、Z ⇒細目Aに含む	A	動物	⇒	037	A			
		B	飼料						
		Z	その他						
039	自動車部品  旧細目A、B、C、D、Z ⇒細目Aに含む	A	自動車部品	⇒	039	A			
		B	バッテリー						
		C	電装品						
		D	カー用品						
		Z	その他						
040	タイヤ (削除)⇒ 039細目Aへ	A	タイヤ	⇒	039	A			
042	水道用品  旧細目B、C、D ⇒細目Bに含む  旧細目E、F、G、H ⇒細目C含む	A	水道メーター	⇒	042	B			
		B	口径75mm以上 配水管材料等						
		C	口径75mm以上 接合部品等						
		D	口径75mm以上 弁類等						
		E	口径50mm以下 配水管材料等				⇒	042	C
		F	口径50mm以下 接合部品等				⇒	042	C
		G	口径50mm以下 弁類等				⇒	042	C
		H	口径50mm以下 筐類						
		Z	その他						
043	消防・防災・防犯用品  旧細目A、B、C ⇒細目Aへ  旧細目D、E ⇒011細目Cへ	A	消火器	⇒	043	A			
		B	消防ポンプ、ホース						
		C	消防器具・用品						
		D	防災用品				⇒	011	C
		E	防犯用品						
046	骨材・セメント  (削除)⇒ 047細目Aへ	A	砂、碎石	⇒	047	A			
		B	石材						
		C	セメント、生コンクリート、空洞ブロック						
		D	再生路盤材						
047	原材料  旧細目A、B、D、E ⇒細目Aに含む	A	ヒューム管、コンクリート製下水道用品	⇒	047	A			
		B	道路土木用製品						
		D	アスファルト						
		E	陶管						
050	鋼材  (削除)⇒ 047細目Aへ	A	鑄鉄製品・資材	⇒	047	A			
		B	鋼鉄製品						
		C	鑄鉄製品(水道用)						
052	造園材・木材  (削除)⇒ 047細目Bへ	A	客土、芝生	⇒	047	B			
		B	種子、樹木、生花、肥料						
		C	木材、竹、合板						
		D	立木買受						



033	什器・家具	A	一般什器、家具、新古品(一般什器)
		B	中古品(一般什器)
		C	寝具
		D	室内装飾類
		E	畳・建具・ガラス
034	厨房・浴槽機器類	A	厨房機器、風呂釜等浴槽関係機器
036	食料品・記念品	A	食料品
		B	記念品
037	動物・飼料	A	動物、飼料
039	自動車部品	A	自動車部品、バッテリー、タイヤ
042	水道用品	A	水道メーター
		B	配水管材料、接合部品、弁類等
		C	給水管材料、接合部品、弁類、筐類等
043	消防用品	A	消防用品
		Z	その他
047	原材料	A	建設材料
		B	造園材・木材



(イ) 印刷

2 印刷		旧		
種目コード	種目	細目コード	細目名	
101	オフセット印刷  旧細目B ⇒細目Aに含む	A	オフセット印刷	
		B	新聞・タブロイド印刷	⇒ 101 A
				追加
102	端物印刷 (削除)⇒101 細目B	A	端物印刷(帳票類)	⇒ 101 B
103	軽印刷 (削除)⇒101 細目C	A	軽印刷(主に単色刷)	⇒ 101 C
104	フォーム印刷  旧細目A、B、C、D ⇒細目Aに含む	A	フォーム(連続帳票)	
		B	OCR・OMR伝票	
		C	圧着はがき	⇒ 104 A
		D	フォーム(その他)	
111	封筒印刷 (削除)⇒101 細目D	A	封筒(連続封筒を除く)	⇒ 101 D

2 印刷		新		
種目コード	種目	細目コード	細目名	
101	一般印刷	A	オフセット印刷	
		B	端物印刷	
		C	軽印刷	
		D	封筒印刷	
104	フォーム印刷	A	フォーム印刷	

(ウ) 修繕

3 修繕		旧				
種目コード	種目	細目コード	細目名			
201	自動車修理・点検  旧細目G ⇒細目Jへ	A	小型車			
		B	中型車			
		C	大型車			
		D	一般乗合自動車(バス)			
		E	軽自動車			
						自動車分解整備事業認証における自動車の種類に合わせ再編します
		G	タイヤ整備	⇒ 201	J	
Z	その他					

3 修繕		新		
種目コード	種目	細目コード	細目名	
201	自動車修理・点検	A	普通自動車(小型)	
		B	普通自動車(中型)	
		C	普通自動車(大型)	
		D	普通自動車(乗用)	
		E	小型四輪自動車	
		F	小型三輪自動車	
		G	小型二輪自動車	
		H	軽自動車	
		I	大型特殊自動車	
		J	タイヤ整備	
Z	その他			

(I) 委託

4 委託		旧		
種目コード	種目	細目コード	細目名	
312	道路・公園清掃	A	機械清掃	
		B	人力清掃	
		C	路上違反広告物除去	
		Z	その他(削除)	⇒ 削除
315	害虫等駆除 旧細目B、C、D、Z ⇒細目Aに含む	A	ねずみ、ゴキブリ等	
		B	しるあり	
		C	あらいぐま、ハクビシン	⇒ 315
		D	ハチ	A
		Z	その他	
316	コンピュータ業務	A	システム開発・保守・運用	⇒ 316
		B	データ入力	⇒ 316
		C	電算入出力・印字等処理	⇒ 316
		D	システム調査・企画	⇒ 316
		E	ホームページ作成	⇒ 316
		Z	その他	
		317	マイクロ写真	A
318	航空写真 (削除)⇒317 細目B	A	航空写真	⇒ 317
319	イベント企画運営等 旧細目A、B ⇒細目Bに含む 旧細目C ⇒細目Aへ 旧細目D ⇒細目Bへ	A	会場設営	⇒ 319
		B	展示物作成	⇒ 319
		C	イベント企画	⇒ 319
		D	イベント運営	⇒ 319
322	映画・ビデオ制作 旧細目B ⇒細目Aに含む 旧細目C ⇒細目Bへ	A	映画	
		B	ビデオ(DVD等含む)	⇒ 322
		C	録音	⇒ 322
		Z	その他(スライド等)	

4 委託		新		
種目コード	種目	細目コード	細目名	
312	道路・公園清掃	A	機械清掃	
		B	人力清掃	
		C	路上違反広告物除去	
315	害虫等駆除	A	害虫等駆除	
316	コンピュータ業務	A	ソフトウェア開発・改修	
		B	システム運用・監視	
		C	ハードウェア保守	
		D	データ入力	
		E	電算入出力・印字等処理	
		F	システム調査・企画	
		G	ホームページ作成	
Z	その他			
317	マイクロ写真 ・航空写真	A	マイクロ写真	
		B	航空写真	
319	イベント企画運営等	A	イベント企画	
		B	イベント運営等	
322	映画・ビデオ制作	A	映画・ビデオ制作	
		B	録音	
		Z	その他(スライド等)	

(オ) 賃貸

5 賃貸		旧		
種目コード	種目	細目コード	細目名	
402	一般賃貸 旧細目E ⇒細目Fへ 旧細目F ⇒細目Cへ 旧細目E ⇒細目Eへ	A	コンピューターリース	
		B	医療機器リース	
		D	その他リース	⇒ 402
		E	レンタル	⇒ 402
		F	理化学機器リース	⇒ 402
403	寝具賃貸 (削除)⇒402 細目H	A	寝具賃貸	⇒ 402
404	自動車賃貸 (削除)	A	自動車リース ⇒402 細目Dへ	⇒ 402
		B	自動車レンタル ⇒402 細目Gへ	⇒ 402

5 賃貸		新		
種目コード	種目	細目コード	細目名	
402	一般賃貸	A	コンピューターリース	
		B	医療機器リース	
		C	理化学機器リース	
		D	自動車リース	
		E	その他リース	
		F	レンタル	
		G	自動車レンタル	
		H	寝具賃貸	

(カ) その他

電力等、その他の業務については変更はありません。